



傷病手当金データから見る健康経営

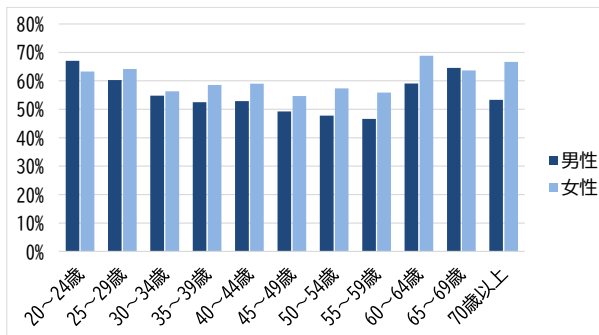
近年、メンタル不調による休職や離職は、事業所における重要な課題の一つとなっています。京都支部では「**傷病手当金データと健康宣言事業所**」に関する分析したところ、次の3つの特徴がみられましたのでご紹介します。

使用データ：協会けんぽ京都支部 傷病手当金データ（2020年4月～2024年3月）

1 メンタル不調による資格喪失率（離職等）は約60%と高水準

メンタル不調による傷病手当金の受給中または受給終了後3ヶ月以内に資格喪失（離職等）した割合は男女ともに約60%に達します。特に女性（59.9%）が男性（54.2%）を上回っています。

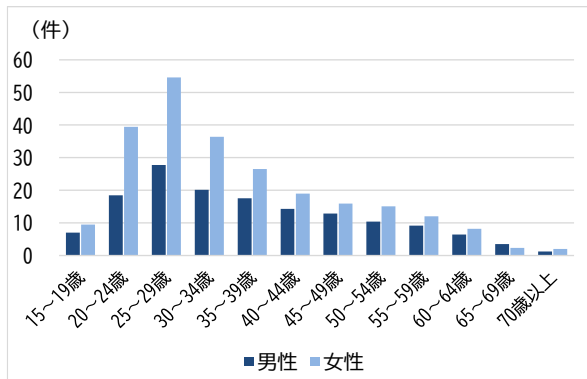
年齢階級別 受給終了後3か月以内の喪失率



2 20～30代・女性のメンタル不調による傷病手当金の申請件数が特に多い

1,000人当たりの申請件数は男性・女性ともに若年層（20～30代）における傷病手当金の申請件数が多く、また、男性と比べて女性で多い結果となりました。

年齢階級別申請件数（1,000人当たり）

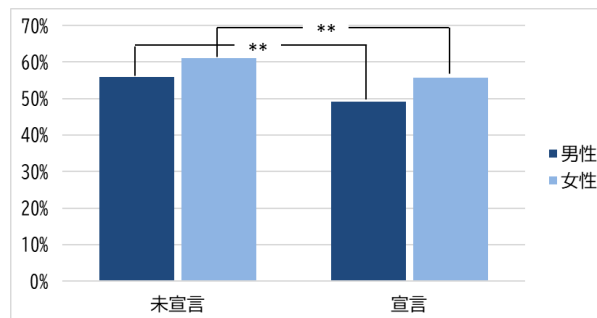


3 健康宣言事業所※はメンタル不調後の資格喪失率（離職等）が有意に低い

健康宣言事業所では、未宣言事業所と比べて、メンタル不調による傷病手当金受給中または受給終了後3か月以内の資格喪失率（離職等）が統計的に有意に低いことが確認されました。

※健康宣言事業所：協会けんぽ加入事業所の中で、健康経営に取り組むことを事業主が宣言した事業所。

健康宣言の有無別 受給終了後3か月以内の喪失率



ここからだの健康を大切しながら、一人ひとりが安心して働き続けられる職場づくりを進めていきましょう。

